

令和6年6月定例会 防災・環境対策特別委員会（付託）

令和6年6月27日（木）

〔委員会の概要〕

木下委員長

ただいまから、防災・環境対策特別委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

次に、当委員会の付議事件について、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○令和5年度野生鳥獣による農作物被害の状況について（資料1）

○令和5年度徳島県流域下水道事業会計の決算概要について（資料2）

中藤農林水産部長

この際、1点御報告させていただきます。

令和5年度野生鳥獣による農作物被害の状況についてでございます。

資料1を御覧ください。このたび、令和5年度の野生鳥獣による農作物被害額を取りまとめましたので、御報告いたします。

1、被害額でございますが、令和5年度は7,763万9,000円となっており、前年度から895万4,000円の減となっております。

2、獣種別被害額の状況でございますが（1）ニホンジカによる被害額は、4,273万2,000円、対前年比119%と増加し、中山間地域の果樹の被害が63%を占める状況となっております。一方、（2）イノシシは、1,442万2,000円、対前年比53%、（3）ニホンザルは、1,437万9,000円、対前年比96%、（4）その他として、カラスやカモ等は、610万6,000円、対前年比83%であり、いずれも減少しております。

3、今年度の対策といたしまして、（1）防除対策については、国の交付金を活用し、集落と一体となった追い払いや、侵入防止柵・ネットの整備等により防除の強化を図ってまいります。

（2）捕獲対策については、国の交付金を活用し、継続的な有害鳥獣捕獲や個体数管理を推進するとともに、新たに、高密度地域での餌付け誘引を用いたくくりわなによるシカの集中捕獲を実施してまいります。

（3）WEBサイト、徳島鳥獣対策マップの運用開始については、県民が登録した鳥獣の出没・被害情報を、市町村や猟友会などの関係団体が共有・活用することにより、効果的な捕獲・防除を推進してまいります。

（4）ジビエの消費拡大については、新たに、流通担当者や飲食店等を対象とした阿波地美栄体験ツアーを開催するとともに、学校給食でのジビエ利用の拡大を推進してまいります。

なお、資料最下段に令和5年度のニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの捕獲数について

て、速報値でございますが、記載しております。今後とも効果的な対策を進め、農作物被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

報告事項は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

新瀨県土整備部副部長

1点、県土整備部から御報告させていただきます。

資料（その2）を御覧ください。令和5年度徳島県流域下水道事業会計の決算概要についてでございます。

この決算につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、監査委員による決算審査を受け、9月定例会に提出し、決算認定特別委員会において御審議いただく予定となっております。このほど、決算調製が終了いたしましたので、その概要につきまして、御報告を申し上げます。

（1）業務の状況でございます。令和5年度の旧吉野川流域下水道事業会計における年間汚水処理量は、223万4,346m³、1日当たりおよそ6,105m³でございます。

（2）収支の状況でございます。まず、左下に記載のア、収益的収支でございます。収益的収支につきましては、消費税及び地方消費税を控除した額にて記載しております。収入は、市町の管理運営負担金や長期前受金戻入など9億1,257万1,420円、支出は、指定管理料や減価償却費など9億1,248万5,236円となっており、当年度は、8万6,184円収入が支出を上回っております。

次に、右側のイ、資本的収支でございます。収入は、企業債や一般会計からの繰入金など6億3,160万4,110円、支出は、企業債償還金など6億3,160万4,110円となっており、当年度は、資本的収入及び支出が同額となっており、過不足は発生しておりません。

流域下水道事業会計の令和5年度の決算概要については、以上でございます。

今後とも、適正かつ効率的な経営を行い、持続可能な下水道サービスの提供を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

木下委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

北島委員

私からは、県の防災・減災対策について大きな視点から1点質問させていただこうと思います。

まず、1月1日に発生しました能登半島地震におきまして、直近の報道では死者が300名で、熊本地震を上回るという状況であります。そういったところで、改めて今回の能登半島地震の被害の大きさを実感しているところでございます。1月1日の発災直後から今まで1,000人を超える県庁職員等の皆様が、人的支援を行ってきたというところがございますけれども、まず改めてこれまでの支援状況について、教えていただけますでしょうか。

うか。

飯田危機管理部次長

ただいま北島委員より、能登半島地震への支援の状況について御質問がございました。

本県におきましては、1月1日の能登半島地震発災直後から情報収集体制を構築いたしますとともに、被災情報が入らなかったこともございまして、翌2日には石川県庁へリエゾン^{リエゾン}を派遣し、被災地のニーズの把握に努めたところでございます。

リエゾンからの情報、また関西広域連合などとの調整の結果、1月4日にカウンターパートの支援先として、輪島市ということに決定いたしまして、翌5日からリエゾンの派遣とともに、市町村と連携しながら避難所の運営支援、そして後には罹災証明書^りの発行を行います被災者支援チームを派遣してまいったところでございます。

さらには、専門的な災害対応に従事いたしますDMA^{ディーマット}TやDPA^{ディーパット}T、保健師チーム、また福祉の業務に従事するDWA^{ディーワット}Tのほか、日本赤十字社ですとか医師会など、関係機関による支援活動を行いまして、北島委員からもお話がありましたとおり1,000人を超える本県関係の人員が支援業務に従事しているところでございます。

こうした中、5月末をもちまして輪島市への対口支援を一旦終了し、輪島市の坂口市長さんからは、本県に宛てたお礼状も頂戴したところでございます。

現在におきましては、災害ボランティアセンター運営支援に従事する社会福祉協議会の職員さんや、また県からも石川県庁及び輪島市役所に3名の職員を中長期派遣しているところでございます。

引き続き、1日も早い能登半島の復旧復興に向けまして、被災者ニーズを踏まえた支援を行ってまいりたいと考えております。

北島委員

状況については承知いたしました。

現在、支援状況は県のホームページで県民の皆様にも細かく周知をされているというところでございますけれども、1,000人の方が行かれて、被害の大きさというのも本当に現地で痛感されたと思います。そういったことを踏まえて、この徳島県においても、将来、南海トラフ巨大地震のおそれもあるという中で、そういった経験、また知見を徳島県において防災対策につなげていくというのが非常に重要であると思います。行かれた職員さんも必要性というのも強く認識をされたと思います。

そこで今回、能登半島地震に対して支援を行った中で、本県の防災対策に今後、どのように生かしていくのか、その展望について教えていただけますでしょうか。

飯田危機管理部次長

ただいま北島委員より、今回の能登半島の支援で得た経験や知見をどのように生かしていくのか、その展望についてということで御質問を頂きました。

切迫する南海トラフ巨大地震を見据えまして、この度の派遣活動から得た教訓を地震防災対策にしっかり反映することが重要であると認識をいたしております。

そこで、能登半島地震の課題を踏まえ、市町村それから関係機関を含めましたワーキン

グループを設置いたしましたして、例えば、現地で通信途絶により被災情報の伝達が困難となった状況、断水により生活用水の確保が長期にわたり困難となったこと、避難所生活のQOLの問題、そして被災地に支援物資を供給するための物流拠点など、様々な課題について具体的な検討を進めてまいっているところでございます。また、その状況につきましても、今月発行いたしました県政だよりOUR徳島におきましても、県民の皆様にも御紹介もし、例えばLINEの加入でありますとか、そうした県民の啓発にもつなげてまいっているところでございます。

これらの検討と並行いたしましたして、予備費を活用した新たな通信手段であるスターリンクをはじめとする資機材の配備を進めますとともに、今回の6月補正予算案では、避難所QOL向上のための資機材整備や防災井戸の登録制度の創設、また市町村が実施する住民主体の避難所運営訓練など、市町村への新たな補助制度の創設や県におけるトイレカーの導入を提案させていただいております、できる対策から具現化させていただいております。

今後とも、能登半島地震の教訓を踏まえて、スピード感を持って積極的に地震防災対策を進めてまいりたいと考えております。

北島委員

承知いたしました。

今回、私の代表質問の中でも、この防災対策については非常に大きく評価するとさせていただきます。

今、御紹介いただいたスターリンクであるとか、トイレカーであるとか、また道路啓開についても計画の見直し、強化を図っていくというような形で、今回の補正予算については、そういった防災の面で更に大きく前進していくのかなと思います。

是非とも、この状況を続けていただきたい。100点満点の防災対策はないと思いますので、考えられるあらゆる手立てを打っていただきたいと思います。

そこで1点、少し細かい話になりますけれども、今回のトイレカーの導入でございませぬ。

1台3,000万円という話でございませぬけれども、まずこのトイレカーの目的である、避難所等々において、トイレの環境を保全するというのは非常に大事なところでございまして、それに対する施策かなと思っております。ですので、トイレカー1台で、どれだけの人数なり、日数を想定されるのか分かりませぬけれども、トイレの環境保全という中で今、目的は一緒ですけれども、様々な手法があると思ひます。

一方で、例えば水を循環させるシャワーであるWOTAウオタですね、そういうのは本当にそこしかない、また今回のスターリンクもそれしかないというのは仕方がないのですけれども、一つの目的を達成するために、いろんな手段、方法がある中で、導入するに当たって比較検討していただきたいと思ひます。ここは要望でございませぬ。費用対効果というのもあります。また、1か所でも駄目というものもありますので、そういった意味で、これからの防災の設備導入に関しては様々なものを比較検討していただきたいと思ひます。

最後ですけれども、5月25日の日経新聞の1面に、災害復興、徳島備え進むということ、事前準備の進捗は全国1位という記事が載っております。本当にこれは、復興で言

えば2021年ですか、事前復興の計画が策定されました。早い段階で課題を抽出して、それに対してどうしていくかという計画を、そしてそれを実現しようとする力というのは、これは継続であると思います。是非とも、この流れを止めないように、そして県民の生命と財産を守る、そういった意味で更なる対策を切にお願いをして、質問を終わります。

沢本委員

住宅の耐震施策についてお伺いいたします。

先日の地元新聞でも報道されておりましたけれども、本年1月の能登半島地震発災以降、県内自治体に木造住宅の耐震化に関する相談や申込みが相次いでおります。

耐震診断や耐震改修のキャンセル待ちが発生して、その解消に向けて事業費を増額させる動きが出ているとのことでもあります。

私の地元、阿南市でもキャンセル待ちが発生しております。市議会6月定例会での議論を受けて、キャンセル待ちの解消を図るべく国予算の確保に向けて、県とも早急に協議を進めた上で取り組んでいくと、市長が表明されております。

それ以外にも、キャンセル待ちが発生しております8市町のうち、阿南市、石井町、牟岐町を除く、徳島市、鳴門市、小松島市、海陽町、藍住町の5市町では、この6月定例会で補正予算案を組んでいるというところがございます。

このような県内の自治体の動きに対しまして、県として迅速かつ十分な対応ができる予算措置が取られているのか、そのあたりをお伺いいたします。

美野建築指導室長

去る1月1日に発生しました能登半島地震におきましては、古い木造住宅の倒壊により、甚大な被害が発生しております。

県といたしましては、耐震診断や耐震改修の申込みが増えると予測されていたことから、あらかじめ市町村と申込状況を共有し、報道のあった阿南市や小松島市など、8市町におけるキャンセル待ちの件については、事前に把握しておりました。

その対応としまして、支援の財源となる国費と県費について、順次増額へと対応を行っており、市町においては、県と歩調を合わせた対応を図るよう要請していたところです。

その結果、現時点の申込分につきましては、8市町では6月を含め、今後の補正予算等において、キャンセル待ちに対応すると伺っております。

今後も、市町村の最新の状況を把握し、予算の確保に努めてまいります。その上で、年度末には、市町村が年度末を理由に断らず、繰越しで対応できるよう要請してまいります。

沢本委員

今年度は対応いただけるかと思うのですがけれども、今後、更に耐震に対するの関心が高まって、申請が増えてきたときの対応というのは、県として更にしっかりやっていただけるのか、お伺いいたします。

美野建築指導室長

市町村が見積もった耐震診断や耐震改修の件数について、国費の要望や県費の措置を講じているところでございますが、やむを得ず今後の申込増により発生するキャンセル待ちに対しては、市町村の状況を踏まえ、対応していく予定であり、県予算については、必要に応じて議会にも御相談してまいりたいと考えております。

沢本委員

住宅耐震については最終、改修工事が必要かと思うのですが、耐震診断は、その入り口として大事なところかと思えます。耐震診断を希望される方が誰一人取り残されることなく、対応していただけるように県としても対応をよろしくお願いいたします。

もう1点、6月の補正予算案に命を守る住まいの耐震化緊急支援事業が計上されております。

国土交通省が5年前に住宅の耐震化に関するアンケート調査を行った結果、耐震改修をしない理由として、断トツに多かった回答が、費用負担が大きいということでありました。今回提案されております耐震改修の補助額の引上げは、耐震化を考えている方々の背中を押す一定の効果が期待できるかと思えます。加えて、費用負担を考える上で、改修工事費を抑えるという点も大事であるかと思えます。

その工事のやり方の一つとして、現行の2000年耐震基準の強度を満たす低コスト工法という工法が、各地で進められているということでもあります。木造住宅の耐震改修について一例、高知県黒潮町では、低コスト工法を活用して4,000戸ある旧耐震基準の住宅のうち1,100戸以上の住宅で、改修が完了していると伺っております。この低コスト工法というのはどういったもので、本県でのこの工法の採用状況というのは、どのようになっていますでしょうか、お伺いいたします。

美野建築指導室長

木造住宅の耐震改修の工法は、天井裏のはりや床下の土台に構造用合板や筋交いで補強を行うことから、天井や床の撤去、復旧工事が必要であり、これによって工事規模が大きくなり、価格が上昇する傾向があります。

こうした対策として沢本委員がお話の、安全性を確認した、いわゆる低コスト工法と呼ばれる方法があります。

具体的には、愛知県の建築関係者が手引きを作成し、公表されており、その内容として、支障となる既存の天井や床の一部を極力壊さない壁の補強、外壁を撤去せず極力、外付けの筋交いによる補強などを行い、大規模な工事を回避することで工期の短縮や工事費の削減が可能となっております。

愛知県以外の他県においても、この手引きを活用しており、本県においても熊本地震の翌年の平成29年度から、この手引きを活用しまして、低コスト工法を用いた耐震化工事の補助対象とし、その普及に取り組んでいるところです。

低コスト工法の採用状況は、市町村が耐震改修の検査機関として委託している建築士会によりますと、約半数程度と伺っております。

沢本委員

低コスト工法の採用が半数ぐらいということなのですからけれども、耐震診断をされる設計事務所や、工事を実施する施工業者に、更なる普及啓発をされていくことは大事かと思いますが、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

美野建築指導室長

県では、関係団体と連携しまして、耐震診断や耐震改修を行う技術者を対象に、技術力向上を目的とした耐震技術者養成講習会を実施しており、この講習会を通して耐震化を進めるために必要な様々な知見を高めてまいりました。

今年度は年4回の開催を予定しており、この講習会の中で、低コスト工法の具体的な事例を紹介するなど、きめ細やかに説明することにより、周知を図り、ひいては耐震化の促進につなげてまいります。

沢本委員

設計士さんや施工業者さんへの周知啓発は、引き続きお願いしたいと思います。

もう一つ大事なのは、これから耐震を考えようとしている一般のユーザーさんに対しての、この低コスト工法があるということの周知、アナウンスかと思うのですが、そのあたりの対応はどのように考えられていますか。

美野建築指導室長

一般の方への普及啓発につきましては、他県ではホームページで低コスト工法を紹介しているところもあり、他県での普及啓発のやり方や効果を参考にしながら検討してまいりたいと思います。

沢本委員

低コストでできる工法、実際いいものがそこにあっても、人に知られて使われないと、それは単なるアイデアであったり、そこで止まってしまうかと思いますので、実際に診断されて安く耐震改修できる方法があるとなれば、そこで耐震改修工事に踏み切られる方も増えてくるかと思います。

前に確認させていただきましたところでは、徳島県におきます木造住宅の耐震診断、耐震改修の取組が平成16年から始まっておりますが、令和4年までの累積で耐震診断が2万1,000件余り、そのうち耐震改修まで進んだ住宅は2,400棟余り、約1割強の耐震工事が進んでいるケースかと思うのですけれども、今回の補助額の引上げであったり、あるいは工事費を抑えることをいろいろアナウンスしていくことが、耐震診断から耐震改修まで進む、その後押しにつながるかと思います。

さきに申し上げましたが、耐震化の入り口である耐震診断をもっと広げていくことも大事かと思います。能登半島で多くの方が建物倒壊で亡くなられたのを見て、徳島県では建物倒壊で亡くなる方が一人でも少なくなりますよう、県としてもしっかり対応をお願いいたします。

竹内委員

今日、示された資料でお伺いしたいのですけれども、野生鳥獣の農作物被害の状況で、ニホンジカについては、被害も捕獲数も前年度に比べてそれほど開きがないけれども、イノシシとニホンザルについては、捕獲数がかかなり減っているということで、これまでの取組を踏まえて、個体数が減っていると受け止めてよろしいでしょうか。

須恵鳥獣対策・里山振興課長

ただいま竹内委員から、イノシシとサルの捕獲数が減っていることについて、これまでの成果が出ているためかという御質問を頂きました。

県においては、これまでサルに対しては延べ30基の大型捕獲檻を設置し、イノシシに対しては令和5年度に前年度の1.5倍となる62kmの侵入防止柵の整備など、これまでの防除と捕獲対策があいまって効果が現れてきたものと考えられております。

また、イノシシにつきましては、近年豚熱が発生しておりまして、他県の状況を踏まえますと、野生イノシシに豚熱が発生した後は数年間イノシシの捕獲数が減るという傾向がありますので、この傾向が現れているのではないかと考えております。

竹内委員

分かりました。

個体数が増えているのであれば、今が減らし時だと思えます。私の家も、住宅地ですけれども、家の軒先までサルが来て全部食べていき、トマトもナスビもスイカも今年は口に入りそうにありません。そういう状況が一方でありますので、引き続きの対応を市町村も絡めて、是非お願いします。

私のほうからは防災と環境、それぞれ一つずつお伺いしたいのですけれども、まず防災に関して、前回の事前委員会で示されました徳島県^{じん}土強靱化・レジリエンス推進計画の素案についてお伺いをしたいと思えます。

大きく6点に分けた項目の中で、能登半島の震災や、これまでの地震を通して県が取り組むべき課題が、それぞれ示されていると思えますけれども、今回お伺いしたいのは、大きい4番目の項目、社会インフラの早期復旧ということで、先ほど北島委員の質疑の中でも示されておりましたけれども、上下水道をいかに早く復旧するか、若しくは、その耐震化率を上げていくかというのは重要なことだと思えます。

被災者、避難所、それぞれのQOLを上げていくことに関して、給排水をいかにしっかりやっていくかということが、かなり大事だと思っておりますので、まず上水道に関してお伺いをいたしますが、県内の水道施設の耐震化率は、極めて低い状況だろうと思っております。中でも理由として1番大きいのは、財源的に水道施設の耐震化に回す金がないということで、多くの市町村の現場レベルでも御苦労されていると思えます。

耐震化したくてもできないというのが現段階での事実だろうと思えます。もちろん国に要望を重ねて、国に財源的な裏付けをしっかりと作っていただくということが大事なことですけれども、これまでの経過を踏まえると、余り国の財源的な補助は期待できないというのが率直な印象です。

今回の素案の概要も、素案の内容も見させていただいたのですけれども、水道の上水道の耐震化率を引き上げていくために、具体的に何をやっていくのかというのは大事だろう

と思いますが、そのことについて、どういう方向性で、どういうことを目標に取り組んでいかれるのか、まずお伺いをしたいと思います。

飯田危機管理部次長

ただいま竹内委員より、水道施設の耐震化の関係について御質問を頂いたところでございます。

先の能登半島地震におきましては、御承知のとおり、断水が長期に及んだところでございます。その被害が大きくなった要因の一つとして、竹内委員お話の水道管の耐震化の遅れが指摘されています。

本県の令和4年度末の時点におけます基幹管路の耐震適合率につきましては29.1%ということで、令和3年度末の時点に比べて0.7ポイント上昇しておりますけれども、全国平均を下回っている状況でございます。この耐震化が進まない要因といたしましては、今、竹内委員からもお話がございましたけれども、何よりも財源の確保、またそのほかにも水道事業に携わる技術者の不足といったものが挙げられていまして、このことにつきましては、能登半島地震におけます長期断水の教訓を踏まえ、本県における断水対策を検討するために設置いたしました断水対策ワーキンググループにおきましても、水道事業者である県内の市町村の皆様から耐震化が進まない要因としての御意見が出されたところでございます。

水道事業におけます経営環境が厳しさを増す中、この水道事業を進めていくには、大きなお金が必要となってまいります。この財源確保に関しては、特に国の支援制度というのが不可欠であると考えており、この4月、国の所管が国土交通省に移管されたことを契機といたしまして、例えば下水道事業と同等の補助率への引上げ、それから補助要件の撤廃や緩和などにつきまして、5月23日に行わせていただきました政策要望をはじめ、様々な機会を通じて国に要望活動を行っているところでございます。

竹内委員

徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画の中身を見させていただいても、上水道の耐震化に関しては、国への要望を進めるという文言しかなかったもので、現段階では財源的に県の取組としては、一つハードルが高いなというのが率直な思いです。ただ、今の御答弁にもありましたけれども、財源的な裏付けなしに耐震化は進むはずがないと思っています。国の果たす役割というのはもちろん大きくて、今回、国土交通省に水道事業自体が移管をされているという中で、御答弁で言われましたように、下水道並みの補助体制をどう求めていくかというのは、もちろん大事です。

一方で、例えば大規模な避難所、いわゆる水道としての重要機関を、それぞれの水道事業体で特定をして、まずその耐震化を図っていくために、県が補助金なり、どこまでも出すというのは非常に難しいと思いますけれども、これだけのことをやってくれるためにこれだけのお金を出す、これだけの補助を出そうというような県の姿勢も、今から数年間は極めて大事だと思います。

これまでの国が水道に充てるお金の額からすると、全く期待ができないというのが率直な思いですので、そうした意味では、もちろん県から国に対して強く要望を重ねていく、

これが最低限のことですけれども、県も一定程度、集中期間を作って、財源的な裏付けを各水道事業体に何か指し示すというようなことが大事だと考えていますけれども、その辺についてお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

飯田危機管理部次長

ただいま竹内委員より、御意見を頂戴したところでございます。

委員からもお話がありましたように、管路にもいろいろございます。限られた財源の中で、耐震化を進めていくためには、この優先順位の検討というのも、お話のとおり必要になってくると考えております。病院や学校などの避難施設といった重要給水施設への管路を優先的に進めることが重要であるという認識を持ち、各市町村における現状や市町村のお考えをお聞きした上で、市町村の整備計画などに基づく整備が進むように、技術的助言も行っているところでございます。引き続き、県として取り組んでまいりたいと考えております。

竹内委員

是非、よろしく願いをいたします。

多くの上水道事業が公営企業会計で整備をされていますので、事業者がしっかりすればするほどやりにくくなるという事実もあろうかと思えます。例えば小さい町の簡易水道だったら一般会計からの繰入れでできる事業もあろうかと思えますけれども、実際、大きな水道事業会計になればなるほど、会計的にも厳しくなると思えますので、その辺も踏まえて、市町村の意向もしっかりと調査研究をしていただきたいと思います。

県内は全国的にも耐震化率が低いと答弁でも出されました。何度も言いますが、一番大事なところですので、上水道の耐震化を高めていく取組をお願いします。

併せて下水道のほうですけれども、上水道と比べて下水道の耐震化は比較的低いのではないかと思っていたのですけれども、意外と下水道のほうで耐震化が進んでいるという話もあって、ただ液状化の状況なんかを見ますと、マンホールが一つ上がると、その周辺の区域に多大な影響を与えると、これが現実だろうと思えます。

まず、県内の下水道の耐震化も進めるということなので、県内の下水道耐震化の状況を分かる範囲で、指し示すものがありましたら、教えていただきたいと思います。

村上水環境整備課長

ただいま竹内委員から、県内の下水道耐震化の状況についての御質問がございました。

下水道事業につきましては、今、耐震化を進めているところでございますけれども、県及び市町が整備している下水道施設における耐震対策につきましては、現在供用している処理場17施設のうち、12施設について完了しているところでございます。

また、幹線管渠^{きよ}や緊急輸送路に埋設している管渠^{きよ}など、地震対策上重要な下水道管渠^{きよ}につきましては現在、耐震化を進めており、耐震化率は令和5年度末で、全国平均を上回る78%となっている状況でございます。

竹内委員

県内の下水道耐震化率は非常に高いということで安心はしましたけれども、比較的深い位置に埋設されて、下水管とか、特殊な管も使われている状況で、いざ修繕や耐震化ということになれば管渠、それからマンホールに関してはかなり費用も要すると思います。

そういった意味では、合併浄化槽を進められていると思いますけれども、未普及地域も含めてきちんと推進して、被災エリアにいざ何かあったときに、影響する範囲を狭めていくというのは大事だと思います。合併浄化槽の県内の状況など、分かる範囲で構いませんので、状況と方向性みたいなものがあればお願いします。

村上水環境整備課長

ただいま、合併浄化槽の普及の取組と今後どうしていくかという、現況と取組についての御質問がございました。

合併浄化槽につきましては、地震時の対応とは別に、県の人口減少や高齢化の進行など社会情勢の変化等に柔軟に対応し、合併処理浄化槽や下水道など整備手法の最適化を図るために、令和4年度に生活排水処理構想の見直しを行ったところでございます。

この生活排水処理構想の中では、下水道区域を縮小し、事業効果の早期発現が見込まれる合併処理浄化槽の整備区域を拡大することとしております。これまでも市町村への支援といたしましては、単独浄化槽やくみ取槽から合併浄化槽に転換を図るに当たりまして、その経費の一部を県が市町村に対して助成を行うとともに、安全安心浄化槽普及推進補助事業により、木造の耐震改修と併せて転換する際の補助額を上乗せするという取組を進めてきたところでございます。

この令和4年度の構想の見直しに併せまして、浄化槽区域の拡大を更に進めるべく、補助金のかさ上げや採択基準の緩和など、機会があるごとに国に要望をしております。

また、汚水処理の意義、大切さ、そういったものを認識していただくために、街頭キャンペーン、それから小学生向けの出前講座など、啓発活動によりまして、合併処理浄化槽の普及の向上にも努めているところでございます。

加えて、能登半島地震では、市町村設置型の浄化槽が3割を超える被害があったという報告も受けておりまして、令和5年3月に県と浄化槽団体との間で締結しております避難所や防災拠点での応急支援に限定した協定を浄化槽の復旧まで対象を広げまして、復旧支援に向けた相談窓口の設置、迅速な被災調査、復旧工事に関する補助金申請手続の支援などを追加いたしまして、市町村も含めた新たな協定へと見直す予定であり、大規模災害発生時への備えの強化に努めているところでございます。

竹内委員

下水道に関しては、設備の更新、それから合併浄化槽の更新も含めて、かなり進んでいるのだという印象を受けましたが、液状化すると下水道、マンホール、合併浄化槽も場所によっては非常に弱い部分もあります。是非、上下水道ともに耐震化を進めていくために、これまで以上にできる範囲で財源的な確保を高めていくという取組を重ねてお願いをしたいと思います。

市町村もお金がない中でやっていますから、有り難い財源があればあるほど、事業としては進むのだろうと思っていますので、よろしく願いをいたします。

次に、徳島県GX推進計画についてお伺いをいたします。資料を頂きましたけれども、これまでの県のいろんな脱炭素関連の計画が集約をされてGXの推進計画ができたと受け止めております。目標としては2013年度比で2030年度に50%の削減、それからクリーンエネルギーが電力自給率で70%にすると。2050年度に実質ゼロという目標設定は非常に良いものだと思いますけれども、ハードルとしてはかなり高い目標設定だと思っています。この中で、やっていくべきことを整備をして、市町村それから県民それぞれにやっていただくことをやっていただく、県も先進的に取り組むということだろうと思います。

この資料をいろいろ見させていただきますと、2050年度に実質ゼロにするという目標達成のための削減シナリオという言葉が結構出てくるのです。

削減シナリオというのは、文言としては記されているのですが、私が調べる範囲では、よく分からないというのが率直な印象でした。

削減シナリオというのが、これの冊子とは別に何か資料としてあるのかどうか、削減シナリオというのは一体どういうものなのかというのが、引っかかる場所ですので、まず削減シナリオそのものの内容と、その方向性みたいなものについてお伺いをしたいと思います。

島田サステナブル社会推進課長

ただいま竹内委員より、徳島県GX推進計画、またその中にあります削減シナリオについて御質問を頂きました。

本年3月に策定した徳島県GX推進計画におきましては、温室効果ガスの排出量削減の目標として、2013年度に比べ2030年度に50%削減という目標を掲げております。

この計画に記載されております削減シナリオとは、温室効果ガス排出削減に向けた見込み、シナリオという意味で記載をさせていただいております。例えば、一般家庭などの民生部門において、クリーンエネルギーへの転換やLED照明をはじめとした省エネ家電の導入などの対策によりまして、達成可能となる削減量の見込量を推計したものでございます。このような対策を講じることによりまして、削減率50%の達成を目指してまいりたいと考えております。

竹内委員

シナリオとは、別段特殊なものがあるということではなくて、今の説明によりまして、この徳島県GX推進計画の23ページの表でそれぞれ産業部門とか、民生部門、運輸部門とかで、削減見込量がそれぞれ設定をされていて、このぐらい削減すると2013年度比で結果こうなりますという、この表が削減シナリオと受け止めたらいいのでしょうか。

島田サステナブル社会推進課長

竹内委員のおっしゃいますように、徳島県GX推進計画とは別のものがあるわけではございません。計画の中に書かれておりますような削減に向けた見込みや、シナリオですので、道筋等を示したものを、そのように表現させていただいているところでございます。

竹内委員

なんとなくイメージは分かりました。今後で結構ですので、是非この計画を基に、それぞれが取り組むべき課題、それから取り組むべき方向性を分かりやすく、何かのチャンスで示してほしいと思います。書いてあることは本当に大事なことで、県が取り組むべき課題も整理されているのですけれども、非常に総括的で、何をやってらっしゃるというのは少々つかみづらいと思いますので、それを具体化していくために何か取組が必要だと思っています。

一つは県も作っていますが、脱炭素のロードマップを、それぞれの自治体できちんと作っていただき、そのロードマップの中で、それぞれの街が抱える課題や目指すべき方向性を整理したほうがいいのではないかなと思います。その中で、この徳島県GX推進計画に書かれていることが、それぞれの自治体にも共有されて、課題の整理もできるのではないかなと思います。

県内の状況で見ますと、徳島県は脱炭素のロードマップを整備して作っている、それもこの中に入っていると思います。自治体でいうと、阿南市さんが脱炭素のロードマップをかなり整備されて作っていて、北島町さんが何かの計画の中に北島町の脱炭素ロードマップを整備して明記をされているということで、余り広がっていないというか、取り組まれているというのが実情だろうと思います。

国の進める脱炭素の先行地域の取組についても、県内としては余り進んでいないというのが実情だろうと思います。そうした意味では、県の考え方や方向性が市町村と余り共有ができていないのではないかなという思いもありますので、そうした意味では、例えば神山町が取り組むべき課題と、徳島市が取り組むべき課題というのは違うと思うんです。

人口も違いますし、生活環境も違うので、そうした意味では各自治体、各市町村、その地域に暮らす方々が脱炭素を目指して何をやっていくのかというのを整理をする、指し示す段階に来ていると思いますので、せっかくこうしたいい計画ができていますので、これを是非広げていくために、それぞれの自治体で脱炭素ロードマップに取り組んでほしいと思いますが、このことについて、お考えがあればお願いをしたいと思っています。

島田サステナブル社会推進課長

ただいま竹内委員から、市町村の計画策定について、進めるべきではないかという御質問を頂きました。

市町村におきましては、地球温暖化対策推進法によりまして、竹内委員のおっしゃいますように、地域において特性等が違いますので、地域の実情に応じた計画が重要であると考えられており、温室効果ガスの削減計画の策定に努めるとされております。

現時点におきまして県内で、この削減計画が策定済みの市町村は阿南市、北島町をはじめ5市町村となっております。

このため県におきましては、脱炭素施策における県内市町村の実情や課題を把握するために県内の全市町村を訪問し、個別にヒアリングを行うとともに、例年市町村の担当者会議の開催等により、様々な意見をお聞きしているところでございます。

その結果、市町村のほうからは、脱炭素施策を推進するための財源や人材の不足でありますとか、専門性、ノウハウの不足といった、課題があるといった御意見を頂戴しているところでございます。

このことから、市町村の計画策定に向けましては、県による積極的な支援が不可欠であると認識しております。

今年度においては、5月に開催いたしました市町村担当者会議におきまして、環境省の中国四国地方環境事務所、四国事務所からも御出席いただきまして、計画策定の加速化を呼び掛けたところでございます。

また今後、専門人材の不足といった課題に対応するため、市町村職員向け研修を実施するとともに、市町村全体の削減計画の必要性や計画策定のポイント、また先行優良事例の取組の紹介を行うなど、環境省の四国事務所とも連携いたしまして、積極的に支援してまいりたいと考えております。

竹内委員

是非、先頭を切って、各市町村のリーダー的な役割として、頑張っていたいただきたいと思います。

この間で言うと、ゼロカーボンシティ宣言などを、宣言する自治体も増えてきましたけれども、言葉は悪いですが、宣言して終わりみたいな雰囲気も一方ではあるわけです。先行的な自治体で整備をされて、その上でゼロカーボンシティを宣言される自治体は有り難いですが、あの宣言をして、実際何をやるのだとなったときに、首をかしげるような例も実際あります。そうした意味では、県がこうした計画と方向性を示すわけですから、それをどれだけ各市町村で具現化していただくかということが大事だし、そのことが非常に求められていると思いますので、それをお願いして、終わります。

扶川委員

さきの委員会で資料をお願いしたもののうち、高台移転が必要と思われる場所がどのくらいあるのか、説明できるようにお願いしていましたが、今まで資料を頂いておりません。どうなりましたか。

高木事前復興室長

ただいま扶川委員から、高台移転についての御質問を頂きました。

被災前の高台移転に対しまして、地域住民の高台移転に向けた具体的な取組につきまして、県内におきましては、美波町由岐地区におきまして、美波町の由岐湾内の3地区の自主防災会が平成24年度に由岐湾内3地区自主防災会連合会を立ち上げまして、地域住民による事前復興まちづくりに着手をいたしてございまして、そこにおきまして、復興まちづくり体験者や研究者を招きました講習会の開催であったり、あとアンケート調査に基づきましたワークショップの開催などを重ねてございまして、平成26年度に事前復興のまちづくりの素案をまとめているという状況があったと聞いております。

さらに、平成26年度から27年度にかけては、高台住宅の開発に向けた移転候補地の選定を行いまして、徳島大学さんであったり、技術士の支援を受けまして、候補地の評価であったり、有力な候補地の開発プランを作成したり、平成28年度には、同じく徳島大学さんなどの支援を受けまして、コンペなどを開催して、モデル的な住宅計画づくりなどを行ったと聞いております。

しかしながら、この高台移転は、住民の方にとりまして、地域コミュニティの分断でありましたり、地域住民の合意形成が困難な事態になること、また市町村にとりまして、住民向けの宅地開発に活用できる適切な助成制度がない、費用面の問題、そういったことがあったり、あと、民間事業者の参入は期待できない、そういった様々な課題があるということで、現在、この高台移転については実現に至っていないということでございます。

現在、各市町村の美波町由岐地区以外の地域におきまして、地域住民の集団での高台移転についての取組が進んでいる具体的な事例はないと聞いております。

そのほか、高台移転の取組につきましては、県南の3町におきまして、まず美波町で災害時には緊急避難場所や応急仮設住宅建設用地として活用ができ、平時にはスポーツや交流活動の拠点となります日和佐地区防災公園の整備に取り組んできたところでございます。

牟岐町におきましては、津波浸水区域内にある役場庁舎を、高台移転済みの海部病院近くの地域に移転させる取組を行っているところでございます。

また海陽町におきましては海部野根道路、宍喰インターチェンジに直結するところに宍喰地区地域防災公園の整備に取り組んでいるところでございます。

扶川委員

高台移転しなければ逃げ切れない地域がもしあるのであれば、お金がないなんて言っていられないはずです。だから、本当に逃げ切れない地域があるのであれば、国自体が何をにおいても最優先でやらなければいけないことをやっていないのではないかと問わざるを得ない。先ほどからいろんな方が、金がない、金がない、金がない。10万円のばらまきなんてやっている場合ではないと私は思いますけれど、それは国政の認可がないと無理なのかなど少し絶望的な気持ちになってきます。

次に、耐震改修について伺います。事前委員会では、この度、県が創設した耐震改修工事補助制度について評価しました。これだけでは、高齢で、耐震ベッドやシェルターで何十万円という自己負担を出すことすら困難な場合は、助けられないということを申し上げました。

しかしこの度、提案されているリバースモーゲージを利用した木造改修の利子補給制度については聞いておりませんでしたので、少しお尋ねします。

まず、リバースモーゲージ制度は、本人名義の土地を担保にお金を借りて、亡くなるまでは利子だけ払えば、本人死亡後、土地を売却して返済を済ませ、余ったお金は相続させるという制度。この度の利子補給制度は、このリバースモーゲージ制度を活用して耐震改修工事を行った場合は、改修後15年間か本人死亡までの利子どちらかを、県が補給してあげるために、それまでは全く自己資金がなくても耐震改修を終えた住宅で安全に暮らせるという制度だと理解しております。それでは、先ほど議論がありましたけれど、安くなっているであろう半分も、やり方を変えて安くなっておる、その平均的な耐震改修工事費を、このリバースモーゲージ制度を使って借りたとして、最低限、担保に入れるために、どれだけの価値のある土地を所有していたら、この度、増額した補助金制度を併用して、自己負担なく耐震改修ができるものなのか、モデルを示してください。

美野建築指導室長

ただいま扶川委員から、リバースモーゲージを活用して耐震改修をした場合に、自己負担がどの程度になるかというところで質問を頂きました。

耐震改修工事費を令和4年度平均工事費である300万円を前提に、今回の補正予算で提案しております200万円の補助を受ける場合、自己負担額は100万円となります。

これに対しまして、融資限度額については、住宅金融支援機構の基準によりますと、固定資産税評価額と工事費から算定されるものであります。

仮に土地が120㎡で、土地の固定資産税評価額を1㎡あたり3,000円とし、建物そのものの固定資産税評価額を0円とした場合、土地の固定資産税評価額の約85%となる約30万円の担保評価額と、建物の固定資産税評価額と耐震改修の工事費から算出した約72万円の担保評価額を合わせた、合計102万円が融資限度額となるため、施主の自己負担はゼロとなります。

なお、返済期間中に発生する利子につきましては、県と市町村で100万円の融資に対し、年約3万5,000円を補助することになります。

扶川委員

書いたものを頂かないと、なかなか頭に入らないのですが、端的に言って、今のモデルだったらどれだけの価値のある土地を持っていたら、建物の価値ゼロとして、自己負担ゼロで済むのですか、端的に教えてください。

美野建築指導室長

現在の試算では、土地の広さを約120㎡、土地の固定資産税評価額を1㎡当たり3,000円で計算しております。

建物自体は、固定資産税評価額を0円としております。

扶川委員

120㎡掛ける3,000円の土地でゼロになるんですね。だから36万円以上の土地を持っていたらゼロになるということですよ。すると、これはその程度の価値のぼろやでも、田舎でも結構古い土地を持っている人は多いでしょうから、朗報だと思います。そういう自分の土地に住んでいる人がこの制度を利用すれば、負担ゼロでこの制度を使えるというのは素晴らしいと思います。

ただ、二つ難点があります。なぜ3年限度なんですか。利子補給30戸分と聞いていますが、3年だと90戸しかできません。

これは、どうしてなのかわからない。まず一つ教えてください。

美野建築指導室長

現在、扶川委員から、今回のリバースモーゲージの制度が、なぜ3年間なのかという御質問を頂きました。

今回、能登半島地震を受けまして、住宅の耐震化を加速化して進めていかなければいけないと考えておりまして、この3年間で、耐震化を死者ゼロの実現に向けまして決意を

持って取り組みますので、あと3年間といいますのは……。

申し訳ございません。すみません。

木下委員長

小休します。（11時43分）

木下委員長

再開します。（11時44分）

美野建築指導室長

能登半島地震以降、県民の皆様の耐震対策への意識が高まっている機会を捉えて、令和8年までの3年間、集中的に実施したいと考えております。

扶川委員

それ以降もきちんと続けられるようにしてほしいと、お願いしておきたいと思います。

それから、もう一つ難がありまして、何かと申し上げますと、36万円と言っても自分の土地なのです。相続できていない土地とか、兄弟の土地とか、他人の土地を借りて家を建てている人もいるわけですね。そういう古家に住んでいる人は、これでは助かりません。

そこで、一つ提案ですけれど、耐震ベッド、鉄で作った頑丈なものを防災センターに置いてあるんですけれど、あれは半永久的に使えるようなものです。鉄の塊ですから。土台をちょっと補修しておけばレンタルで大丈夫。低所得者に対してはレンタルで支給する、それで20万円ぐらい掛かるかも分かりませんが、置くための土台だけ補助してあげたら命は助かります。

そこに寝ていたら、一人の人間の命がそんな僅かなお金で助かるんだったら、こんな政策効果の高い投資はないと思うので、是非、検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

美野建築指導室長

耐震ベッドにつきましては、ベッドと一体となった補強フレームにより、就寝中に地震が発生して、住宅が倒壊しても安全な空間を確保でき、命を守ることができるもので、現在、県の認定基準を受けた6タイプが補助対象となっており、令和5年度は2個設置しており、これまで60個設置済みであります。

また、耐震シェルター設置支援事業においては、耐震ベッドを設置する場合、工事費の5分の4以内で40万円を限度に市町村が補助を行っております。

今後も引き続き、耐震ベッド、耐震シェルター、本格改修、これらを進め、死者ゼロに向けて取り組んでまいります。

扶川委員

私、前から言っていますけれど、例えば生活保護受給者だったら、住宅の改修費が年間

11万円ぐらい出るわけですよ。そういうものも活用して、こういう人こそ自己負担ゼロで、最低限自分の命を守る仕組みだけは作るべきです。そういう人が取り残されていないかということをもっと最初に把握して、そこから手を打っていけば、本当の死者ゼロに限りなく近づいていくと私は思う。圧死を防ぐ意味で、検討いただけるようお願いしておきたいと思います。

次に、徳島市内で株式会社亀井組が行った木造耐震改修工事で、施主から耐震評定に疑問が出ている問題でございます。

この問題は昨年11月議会、この2月議会ですべて取り上げてまいりましたが、当事者同士の調停が不調に終わりました。調停の中で株式会社亀井組は、窓の位置も端にあるのに真ん中だとして評価していた、この間違いを認めて訂正しました。ところが、その訂正に当たって評定を付け直した、それでも耐震評定が1.0以上あるという1枚のペーパーを出しただけで、計算結果自体は施主に渡さないのです。調停の中で求めても出さない。

しかし、一般診断法による補強計算というものは、日本建築防災協会が作ったマニュアルに沿って、建物の現状に対する数字を入れて自動計算するものです。実際にここにあります。そんなにもものすごい難しいものではないのですよ。これとこれとで、これだけのものです。素人目に見たらExcelに数式を設定してあって、それぞれの要素を入れていいたら自動計算されると、それだけのものです。

民間企業も対象となる個人情報保護法というのは、企業は収集した個人情報の適切な管理と保護を行い、本人の権利を尊重しなければならないとうたっておりまして、建物の現状というのは施主の住宅情報ですから、施主の名前、住所という個人情報にひも付けて作成された計算結果というのも、当然に施主の個人情報です。実は今朝、そういうひも付けがあれば個人情報だということを、個人情報保護委員会に聞いて確認しました。したがって、計算結果は施主の要求によって本人に開示されるべきものです。例外として、その開示が企業の業務に著しく支障を与えるということがあれば開示しないことができるんですけれども、株式会社亀井組さんに正当な理由があると思えませんので、県として開示するよう、株式会社亀井組さんに対して厳しく指導していただけないでしょうか。お願いいたします。

美野建築指導室長

本県で分かる範囲でお答えしますと、当事案は令和3年度に木造住宅の耐震改修を完了し、徳島市から補助金を受領したが、建築主が実態と違う図面を基に改修したことにより、耐震評点が1.0を満たせないと疑義を持ち、県、市、建築士会に再調査を求めるとともに、建築主と施工業者で調停を実施していた事案であると把握しております。

補助の事業主体である徳島市からは、令和6年1月22日に施工業者が現場に合わせて改めて実施した再計算書を建築の専門家が審査し、本事業の補助基準となる耐震評点は1.0以上であり、今月に入ってから、調停は5月末をもって不成立になったと報告を受けております。

県としましては、補助事業の内容が適正であるかどうかは、飽くまで事業主体である徳島市において確認し、対応すべきものと考えており、徳島市に対しては、その考え方をお伝えしております。

扶川委員

では徳島市に対して情報開示するように対応するべきとお願いしているんですか。

美野建築指導室長

県としましては、補助事業の内容が適正であるかどうかは、飽くまで事業主体である市において確認し、対応するものと考えておりますので、市に対しては、その考え方をお伝えしております。

扶川委員

補助事業の対応が適正かどうかということは今、議論しているのではないですよ。

この計算書というものを開示しないことについて、それがいいことなのか、法律にかなっているのかということ、県としてどう考えるのか。そしてそれが市の事業であるならば、徳島市から株式会社亀井組に指導しなければいけないと思いますので、そういう対応をお願いしているのかということを知っています。

美野建築指導室長

県としましては、補助事業の内容が適正であるかどうかは、飽くまで事業主体である市において確認し、対応するものと考えており、徳島市に対しては、その考え方をお伝えしております。

なお、法的な対応がなされている事案であり、不成立となったものの今後の法的な対応も現時点では不明なことから、一般的な話として、現場目線で対応するよう施工業者に伝えてまいりたいと考えております。

扶川委員

現場目線でなくて、今申し上げたでしょう、個人情報保護法違反しているんですよ、法律を遵守するような姿勢で対応するよう指導してください。個人情報保護法違反はしてはいけませんよという姿勢を持って、市が業者に対応するべきなんです。個人情報保護法違反があると指摘しているんですが、それについては、県の見解も何も示されない、どうしてですか。

私に言わせたら、法律違反があるような業者に公共事業の発注なんてしてはいけませんよ。付け加えて言えば、施主に対して民法上の説明義務違反も起こしていますよ。そんな業者に県も公共事業を発注していますし、県が出したお金も、市を通じてですが、株式会社亀井組さんに渡っているんですよ。にもかかわらず、窓口は市だから、県はその県費の使い方について、何もものが言えないのだから、そんな馬鹿な話はないでしょう。

前の議論ですけれど、そもそも市として建築士会に丸投げするのではなくて、独自にこの計算結果を検証すべきだということを私は申し上げて、それを県として市に助言したと。しましたね、してくれたんでいいんです。

ところがやっていないんでしょう、計算結果を要求してもらったことすらもしていないですよ。市と県は地方自治法に基づきまして、対等な関係にあり、かつてのような機関委任

事務に基づいて指導される立場に市はないでしょうけれども、しかし対等だとしても舐められていますよ。県がこうすべきだと言っても何にも聞かないなんて、おかしいではないですか。

それだったら、徳島市については県が出している補助金が適正に使われる保証がないから、一旦補助を打ち切るぐらいのことはできるではないですか、それが県の権限ですよ。理論的にはそれくらいできる権限を持っています。それはおかしいではないですか、県の対応は甘すぎると思いますが、もう1回聞きます。

個人情報保護法違反にならないように、施主の家に関する計算結果については、株式会社亀井組から施主に渡すようにせよと、市から話しなさいと。命令ではない、それを市に要望してください。どうですか。

美野建築指導室長

本事案につきましては、法的な対応がなされている事案でありまして、不成立になったものの、今後の法的な対応も現時点では不明なことから、一般的な話として、現場目線で対応するよう施工業者に伝えてまいりたいと考えております。

扶川委員

とうとう答弁が壊れて、堂々巡りになっていますけれど、おかしいです。

これは、市のほうに対しても、市議会のほうに取り上げていただくように通知、知り合いの市議会議員に要請しますけれど、おかしいですよ。こういうことをやっていたら、補助事業自体の信頼性が失われて、県が出している県費の適正な使用ができません。

木下委員長

小休します。（11時58分）

木下委員長

再開します。（11時58分）

午餐のため、委員会を休憩いたします。（11時58分）

木下委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時02分）

それでは、質疑をどうぞ。

扶川委員

続きですけれど、事前委員会でお願ひした資料からお尋ねしますが、個別避難計画、全国よく似たもので、避難計画を個人ごとに全部作ることでなっています。これについて資料を頂きました。

全県の要支援者は4万845人。そのうち個人ごとの個別避難計画を策定しているのが9,630人で23.6%。作成率はかなり幅がありまして、1位の神山の179人中179人で100%、2位の鳴門市の2,111人中1,807人の85.6%、3位の上勝町の244人中160人の65.6%、下は

24位的那賀町で168人中二人の1.2%、23位の佐那河内村は205人中3人の1.5%、22位の石井町は3,455人中57人の1.6%。ちなみに徳島市は20.2%、自治体の規模というよりも、これは取組への力の入れ方の差も分かりません。個別計画作りには要支援者の同意というのが要るのですが、断られるとなつて、それが支援計画のネックになつて、まだまだ十分進んでいないということでした。

最近準備するのにAIをよく使うんですけど、どういうふうにすると、こういうのがうまく進むんだろうかと、AIに聞いてみました。

ケアマネージャーや福祉関係者など要支援者をよく知る人や、自主防災組織や自治会、民生委員といった地域の人たちが本人や家族と話し合いながら、徐々に計画を書き足していくことが大切です。また、この際、要支援者に計画の意義や利益について丁寧に説明をすることや、計画策定手続の簡素化で負担を軽くすることも必要だと。

普通といえば普通なんですけれど、AIなんていうのは創造性を欠いて、全国でやられていること、言われていることの中から一番ベストのものを拾い出しているだけです。

それにしても、これはなかなか大変な作業です。これを進めていくためには、要支援者に働き掛ける関係者、先ほど列挙しました、そういう方々の労力、熱意、技量というのが非常に大切だと思います。ところが今は、この個別支援計画策定というのは、努力義務にしか位置付けられておりません。私はこれはおかしいと思います。人件費などの経費支援を求めて、国に義務化するように求めるべきだと思うので、県としてはどのような御見解か、あるいは国に対して意見を言っていたかどうかをお尋ねします。

和田保健福祉政策課長

昨日ですが、扶川委員に本県の市町村別策定率について、資料をお渡ししたところでございます。

市町村におきまして、策定率に開きがあるのは事実でございます。しかしながら、それぞれ事情が異なっておりまして、策定率が低いからといって要支援者の避難対応が進んでいないというわけではないと思っております。

昨日、お問合せもありまして、作成率の高い市町の事例として、私どものほうでも神山町と鳴門市に現状を確認いたしました。

神山町では、民生委員の協力の下、支援が必要な方を抽出いたしまして、避難行動要支援者名簿に記載、要支援者本人が同意の上、支援者となる民生委員に要支援者名簿を提供しまして、民生委員さんと一緒になって作成が進められているところです。

また、鳴門市につきましては、事前に市の職員が要支援者に個別避難計画の作成の制度等について御説明をした後に、要支援者本人の同意を得まして、支援者となる民生委員や自主防災組織へ要支援者名簿を提供いたしまして、順次御協力を頂きながら個別避難計画を作成しているところです。また、支援者がいない等の課題がある場合につきましては、なかなか計画作成に着手できないということですので、事前に市の担当課におきまして課題解決を図るなど、効率のよい作成手順になっております。

両市町とも、個別避難計画作成のネックと言われております支援者となる民生委員さんや自主防災組織等、関係者の皆様と連携ができていて、また支援者への名簿提供の同意が得られていることが、作成率が高い理由と考えられるところです。

県におきましては、昨年度からこの避難計画作成促進に向けて強化を実施いたしました。市町村個別の課題に対応するために専門家等のアドバイザーを派遣いたしまして、それぞれの課題解決を図るとともに、その内容を市町村担当者連絡推進会議におきまして、ほかの市町村にも横展開をしているところでございます。併せて、個別避難計画作成率の高い市町、先ほど申しました神山町でありますとか鳴門市の取組、工夫した点についても今後、ほかの市町村に情報提供いたしまして、個別避難計画の作成の促進に努めたいと考えております。

現在、この個別避難計画ですが、令和3年5月の災害対策基本法の改正によりまして、市町村の努力義務とされているところです。

私どもといたしましても、要配慮者の避難、それは本当に人命にかかわるものでございますので、今後作成を強化いたしまして、人命が救助できるよう努めていきたいと思っております。

扶川委員

結局、そういう自治体の方は頑張っておられると、熱意があるのだと思うんですよ。そういうものを後押しするようにしたらいいのになという思いで、義務化したらどうかと申し上げたのです。

やれていないと言っているのではないですよ。小さな街だったら元々結束が固くて、どこに誰が住んでいるとか知っているわけですから。それで予算はありますよね。きちんと進めていただきたいと思えます。

ところで、最後に時間がありませんが、先日、小松島のNPO法人エコロジカル・ファーストエイドの代表の佐藤隆さんのお話を聞く機会がありました。目から鱗うろこだったんですけれど、地震発生の際に子供たちに避難を教えるときに、ダンゴムシのポーズをとって机の下に頭を隠しなさいということをお教えられたんですが、場合によったら間違いだという話でした。

また先日、地震発生の際に運動場の真ん中でダンゴムシのポーズで頭を守って揺れが収まったら、高台に行くという訓練の画像を見ました。これもおかしいですね。なぜおかしいか、例えば高い位置に吊り天井があって、長い揺れが続くとそこが落ちてくるようなときは、逃げることを優先しないと、体の一部でも出ていると、そこを直撃されると大変なけがをする、ダンゴムシのポーズでは逃げられません。揺れでかぎ爪が劣化して落ちないうちにはって逃げる。そのほうが適切です。もちろん運動場の真ん中では降ってくるものは、どこかの軍隊の部品ぐらいしかありません。ダンゴムシになったら転げてしまうので、そんな暇があったら、例えば津波避難地区だったら一目散に、フラフラしながらでも避難を始めるべきです。

このように子供たち自身が自分たちで考えて、災害のときに生き抜ける思考を持つことが重要なので、瞬時に判断できる知識を与え、訓練をすることが大事だということです。

佐藤さんは、床に敷いた布を四方から大人が引いて揺れを再現して、その状態で上に乗せて、子供がどう逃げたら一番楽に逃げられるかを、実地で体に覚えさせるような訓練をやっていました。

それを各地で今やっていますけれども、そういう視点で県教育委員会としても、子供た

ちが自分で考え、自分で自分の身を守れる防災訓練に取り組んでほしいのですが、どのようにお考えですか。

月本体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま扶川委員より、地震発生時の適切な避難行動についての御指摘や御質問を頂きました。

地震発生時の基本行動として文部科学省は、どこにいても、どのような状況でも、上から物が落ちてこない、横から物が倒れてこない、物が移動してこない場所に素早く身を寄せて、安全を確保することを示しております。

扶川委員がお話のダンゴムシのポーズにつきましては、文部科学省のスタンスとしましては、低学年児童が理解しやすい表現として、机など頭部を守るものがない状況で、その場に応じた退避行動の例として示されているもので、全国的な研修では学校の実態、児童生徒の発達段階に応じて、必ずしも取り入れる必要があるものではないとされています。

県教育委員会としましては、例年県内で実施しています学校防災研修会等において、状況に応じて、ダンゴムシポーズも含めて、避難方法を適切に選択できるように県内の学校に指導してまいりたいと思います。

扶川委員

是非、そうしてください。

では最後に、二つだけお尋ねして終わりますが、一つは県立学校、市町村立学校の施設のガラスは、落下したら、あるいは避難のときに踏んだら、割れた物で危ない目に遭います。安全対策が施されている状況を教えてください。把握してないなら、把握してください。

もう1点は、吊り天井です。体育館のような屋内運動場では対策が進んでいるようですが、教室などでは石膏ボードの吊り天井などで、まだ対策されていないところもあると思います。現状の把握と対策はどうなっているか教えてください。

佐藤施設整備課長

ただいま扶川委員から、学校のガラス飛散防止、また天井落下防止対策についての御質問を頂きました。

近年の大規模地震では、学校施設において照明器具や天井材など、いわゆる非構造部材の破損や落下による人的、物的被害のほか、避難路の通行阻害などの二次災害も発生しております。

その中で、扶川委員からお話のありました、格子状の枠を吊り下げ、天井材を貼り付けた吊り天井を有する体育館においては、天井材の落下被害が多く見られているところです。

本県の県立学校につきましては、体育館の天井で吊り天井はございませんが、吊り天井以外の屋根裏材の落下防止も含めまして、落下防止ネットを設置し、安全対策を講じております。

また、学校の窓ガラス飛散防止対策についての御質問ですけれども、県立学校について

は、避難所となる体育館の窓ガラスの飛散防止には、近年建築された網入りガラスなどで対策の必要のない学校以外の避難所となる体育館の窓ガラスの飛散防止には、平成24年度からフィルムを貼ることで対応いたしております、令和元年度末で対策済みでございます。

なお、避難所となる体育館以外の建物も含めまして、平成23年度から専門家による非構造部材の定期点検を実施しております、今後とも経年劣化によります非構造部材の被害拡大を未然に防ぐよう、定期点検結果を踏まえまして、長寿命化改修などに併せて老朽化対策や安全対策を進めてまいりたいと考えております。

重清委員

防災対策についてお伺いいたしますが、まず最初に、石川県で起こった能登半島地震に県職員の皆さん1,000名以上が駆けつけて、石川県のためにいろいろな御支援、本当にお疲れ様でございます。

1月1日発生ということで、大変寒い中での活動ではなかったかと思っております。そしてそこでいろいろと学んできたことを、南海トラフ巨大地震が起こるであろう、これからの徳島県に生かしていただきたいと思っております。

それではまず最初に、能登半島地震でも集落の孤立が問題となりましたが、私の地元、海陽町では、南海トラフ巨大地震による津波の発生が懸念されており、県南地域の沿岸部では唯一の幹線道路となる国道55号は、一度浸水すれば復旧復興はおろか、救助活動すらできない状況になると大変危惧しております。

そこで、海陽町の孤立対策にどのように取り組んでいるのか、まずは、お伺いいたします。

披田防災対策推進課長

ただいま重清委員から、海陽町における孤立対策について御質問を頂きました。

先ほど重清委員もおっしゃられたように、本年1月1日に発生した能登半島地震では、陸路の寸断によりまして、多数の孤立集落が発生して、被害の全容がつかめず、救助・救出の遅れにつながりました。

海陽町では、内閣府が策定しました南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の中で、孤立集落の発生が想定される全国で10市町村のうちの一つとなっております。

重清委員の御指摘のとおり、道路の寸断を想定しまして、空路、海路を活用して、救助、救出、医療チームの投入、支援物資の提供をいかに迅速に実施するかシミュレーションして、支援体制を構築していくことが重要と考えております。

こうした中、令和5年度の県総合防災訓練では、海陽町におきまして、孤立支援体制の強化に軸を置いて、自衛隊や警察、消防からなる合同救助部隊の投入、自衛隊ヘリを導入したDMA Tの投入などの訓練を実施いたしました。

また、今年度の県総合防災訓練におきましても、能登半島地震の教訓を踏まえまして、自衛隊の艦船やヘリコプターを活用して、関係機関と相互の連携体制を確認いたしたいと考えております。

また、孤立が想定される県民の皆様には、最低三日、できれば1週間の食料や水などの備蓄を啓発しているところでございます。

今後とも、孤立集落対策の取組といたしまして、海陽町と連携を密にして、具体的な対策についてしっかりと検討していきたいと考えております。

重清委員

いろいろ検討していて、また今、津波地震の見直しを、ちょうど国と県とがやっている時期でありますけれど、あれを見直して、津波とかがこうなりますよと言われたところで、浸水地域になったら土地の価格は下がります。固定資産税は一緒ですけど、価格だけは下がっていき、あとは何もしてくれない。今の段階で、国道55号で交通事故があったら全面通行止めです。1時間半から2時間、何kmもつながって渋滞です。国道は1本しかないんです。

それと今年、数日前ですか、雨で山が崩れて40戸ぐらいが孤立いたしました。そこも一緒に一本道です、一本道の所は、本当にどうすることもできないのです。孤立するんですよ。今の段階で海陽町、牟岐町も孤立するかなと思うんですけど、孤立した場合に、どういうことをしてくれるのかが、まるで見えてこないんです。

まずここで聞きます。地震、津波発災後において、私は一時的に山に逃げますけれど、そのあと、復旧復興までの間、避難するいわゆる二次避難所、高台が宍喰地区はないんですよ。そこで海陽町では、宍喰地区において、避難所や応急仮設住宅の候補地となる地域防災公園の整備を行っておりますが、これの進捗状況について、まずお伺いいたします。

山本河川政策課長

ただいま重清委員より、宍喰地区の地域防災公園に関する御質問を頂きました。

宍喰地区の地域防災公園につきましては、平時は公園広場とか、地域振興施設のにぎわい拠点といたしまして、また発災時におきましては、二次避難所や救援物資などの集積所となります防災拠点として、リバーシブルな機能を持った施設として整備が進められております。

この公園整備に向けましては、これまで国、県、市町、地元関係者からなります地域防災公園計画検討会におきまして、特に地域全体の孤立が懸念されます宍喰地区の議論を進めてまいりまして、公園の位置でありますとか、必要な機能と規模など、基本構想の策定や地元説明会を経まして、土地利用や施設配置などの基本計画の取りまとめを行うなど、町とともに進めてまいりました。平成29年からは、町によりまして詳細設計が実施され、令和元年10月までに用地買収が完了している状況でございます。令和2年度には、宍喰地区地域防災公園の本体工事に向けました準備工といたしまして、集中豪雨などの局地的な出水により浸水を抑制するための調整池工事が完成しているところでございます。さらに、令和5年1月には、進入路工事も完成いたしましたことから、令和5年度から造成工事に着手しており、これまでに約7万㎡の切土工事が終わりました。今年度も引き続き、切土工事を進めていく予定と伺っているところでございます。

重清委員

海部地区、海南地区は、遊遊NASA、まぜのおか、そしてまた南部防災館とかあるんですけれど、私の住んでいる宍喰地区は、一番津波の被害が来るところですが、何もないので。

それで今、言われたように、地域防災公園、なかなか事業が進んでおりません。これで明日来るかもしれない、あさって来るかもしれないと言われながら、私は一時は山に逃げます。その後どこに行くのか、ないんですよ。

それなのに、死者ゼロ、助かる命とか言っていたんですけど、死者ゼロになっていませんか。今、この地区で何人ぐらいが亡くなるかもしれないという予測になっているんですかという話です。そこを、もうちょっとどうにかしてくれませんか。脅すばかりでなくて、次に発表するときには、それに対する対策も考えていただきたい。

隣の高知県は皆さん行ったら分かるように、避難タワーがいっぱい建っています。宍喰は今、もう1か所避難タワーをどうするかという計画を立てているところなんです。この違いは何だという状況だと思います。

一体なぜ徳島県の防災対策はこれだけ遅れているのか。孤立対策はどうして動かないのか。この間、通行止めになったように国道55号、あそこは浸水域ですから津波にやられますので、通行止めで孤立します。ここから海部へ行く道がないんですよ。そのために芥附海部線で工事していたところも、今、全然動いていません。トンネルもできていせんので、山を越えていけという話でしょう。海部野根道路さえできたら、海部へ行けます。これもいまだに着工しておりません。

一体どうして、どこへ逃げたらいいのか。県や国はどこへ行ったら助けに来てくれるのか、食料を持ってきてくれるのか。そういう計画はどこがしているのか。県はどのように思っているのか。何も無いではないか。道路がない所に、どのようにして来るのか。今だったら、自衛隊さんがリュックを背負って食料を持ってきてくれるだけでしょ。ここの対策をなぜもう少し考えてくれないのですか。津波高とか、地震の大きさとかを発表するんですしたら、それをやる前に、これに対してはこうやりますという対策をしてくれませんか。これはちょっと遅いですよ。

あと、今ある施設で聞きたいのが、海部病院です。海部病院も、電気、食料は、何日持ちますか。停電になりますので、水も止まり、電気も止まった病院で患者さんはおると、何日間生活できるような体制が今、取れているのですか。まず聞きます。

井上病院局総務課長

ただいま重清委員から、海部病院の孤立対策について御質問がございました。

海部病院につきましては、重清委員のお話にありましてとおり、大規模災害時、道路の寸断や瓦礫等の状況によりまして孤立が大変危惧されているところでございます。

そうした状況から、まず電気の関係ですけれども、長期の停電に対応するため、自家発電装置を整備し、その自家発電装置を稼働させるため、七日間の燃料を備蓄しているところでございます。

また、更なる燃料の確保に向けまして、徳島県の石油商業組合との間で協定を結びまして、燃料の供給に関する協定を締結しているところでございます。

また、続きまして、水につきましても一般的な災害拠点病院の基準ですと、三日間の備

蓄とされているところでございますが、海部病院におきましては、受水槽及び屋上の貯水槽などで七日間の備蓄を行っているところでございます。また、水道施設の管理者でございます市町村等におきましては、災害拠点病院については防災上重要な施設と位置付けられておりますので、応急給水等の対応を行っていただけることとなっているところでございます。

また、食料についてでございます。食料につきましては現在、入院患者、また外来患者、職員に対応するため、約400人分で計算をいたしますと、約四日間の食料を備蓄しているところでございます。

こうした体制によりまして、災害時の対応を取っているところでございます。

重清委員

いろいろ備蓄なりして1週間は確保したとのことですが、津波の後に1週間で道路は通っているかと、なかなかそれは難しいところでしょう。石川県を見たって、東北を見たって、そんなに簡単には直りません。

そうしたら、そのときに患者さんたち、1週間後はどうするのですか。全てヘリで運んでいくにしても、東南海、南海で広域の地震津波になった場合に、徳島県で受けてくれるんですか。送り出すところは、どこかと協定を結んでいるのかなと思うんですよ。

先ほども燃料のことを言っていた。燃料のある所は、高台移転できましたか、まだでしょう。今、浸水域の中でしょう。持ってきてと言っても、提携しているのが、それでは駄目でしょうという話です。

患者さんだって運んでほしいですけど、もしも、災害が起きたときは、1週間後には徐々に運びますよと、1週間以内でも運ばないといけないけれど、こういうのをどこかとしておいてほしい。確実に大丈夫ですよと。でも普通の病院はいっぱいですよ。その状況でどうするんだと、運んでくれないのかという話になるんです。

そこらの問題というのは、今回、石川県に行って、どのように学んできたのかと、次の計画にはきちんと作って出してくれるのかと、そこらを安心させてほしいというのがあるんです。

来ます、来ますだけでは何もできていません。道路もありません、海も駄目ですというのでは、どうしろというのですか。そのあたり、人の命をどうやって助けるんだということについて、石川県で何を学んできたのかと思って。孤立して、津波が来て、山が崩れて、何日も、何箇月も掛かります。その間どうするんですか。ここらは全国で10か所のうちの一つでしょう。この孤立して、避難困難地域になる海陽町をどうにかしてくれませんか。これを津波の来ない所とか、徳島県でも逃げる所があるという所と一緒に考えて、同じペースでいっていたら間に合いませんよというのを、なぜ考えてくれないのですか。まず、今、現実的に、避難場所がないんですよ。それだって何か考えて道路ができるまで県がするとか、何か考えたらどうですか。違いますか。

県立ホールとか、県立の野球場を作るのだったら、県立タワーとか、そういうのを作ったらどうですか。高知県は避難タワーは市町村でなく、県と国が負担したんでしょう。だからあれだけできたのでしょう。それを今、町だけでやれって、なかなかの年数が掛かります。今から道路だって10年掛かるか分からない、防災公園だって10年掛かるか分からない

いというぐらいのペースですよ。

30億円掛かるのが今年は1億円で、間に合いますかというのは、県として考えてくれませんか。

防災タワー又は高台、避難困難地域で孤立する集落で浸水域のところは何かしますというぐらいの計画を立ててくれませんか。どこもかしこも建てろとは言いません。こういう所はしてくれませんか、ここだけでも2,000人以上は浸水域でしょう。何かできませんかという話、1回検討していただけないか。

披田防災対策推進課長

ただいま重清委員から、津波避難タワーの整備についての御質問を頂きました。

今、海陽町につきましては、津波の避難について検討しておるところでございます。

当然、県も関わって、一緒に検討していこうと考えておりまして、財政面であったり、技術的な支援であったり、一緒に考えていきたいと考えております。

重清委員

そうしたら今、この高台の防災公園に、県は幾ら出す予定ですか。今年だったら1億円のうち国が半分でしょう。県は25%ぐらい出すんですか。

山本河川政策課長

ただいま、地域防災公園の県の負担率は幾らかという御質問を、重清委員から頂きました。

こちらにつきましては、防災安全交付金で町が事業主体として実施しておりまして、重清委員がおっしゃったとおり、国費が2分の1、あと町費が2分の1、これの裏に起債を充てていると形での負担になっておりまして、県の負担というのは入っておりません。

重清委員

県が出していないのだったら、来年から出すような方向でいるんですかという話ですよ。今でも出ていないのでしょうか。だから、なかなか進まないのです。

そこに何か出してくれませんか。県立で建ててくれませんか。逆に、町の分も持ちますと、高知県みたいに1回やったらどうですか。

高知県ができて、なぜ徳島県ができないのですか。理由も分かっているのだったら言ってください。分からないのでしたら結構です。

披田防災対策推進課長

これからの話になりますので、なかなかちょっと今お答えすることは難しいのですが、先ほど申しました財的支援と言いますが、町から御相談を頂いた時に、どういった財源が一番有利なのかというところも一緒に考えていきたいということでお話をさせていただきました。

あと先ほど、もう一つが津波避難タワーを整備する際に、実は一般的には二つのやり方がございまして、国の交付金を使って、その裏財源、市町村負担分のところに県が支援す

る制度というのはございます。そこで一つ、県の財政支援というのをやってみようかなと思っております。

もう一つのやり方というのは、先ほど答弁されました緊急防災減災事業債、これは有利な財源なんですけれど、起債なので、これを充ててやるという二通りの方法がございまして、前者の国の交付金を充てた残りの分について市町村に県が補助するという制度がございます。

重清委員

そうしたら、県のほうから出してくれるという解釈でいいのですか。今の説明だったら分からないのですけれど。

披田防災対策推進課長

これは、一つ条件がございまして、国の補助金を使うと、仮に2分の1としたら、残り2分の1が市町村の負担になるんですけれども、その半分を補助するんですけれども、一応今の補助金の要項では、上限が500万円となっておりますので、そこまでは県が負担させていただきます。

重清委員

道路があるとか、高台が、徳島市みたいにいろんな建物があって、十分逃げる所がある所ですと、同じような感覚の予算の措置しかないのかと。大きな事業は、徳島市内とか、鳴門に建てるんですかという話ですよ。

全国の10市町の中の一つですよ、何か考えてくれませんか。徳島県として、建てたらい。施設を建ててください。高台に、山を削って、県立の南部の県民局があるんだったら、ここに持ってきても構いません。危機管理部を持ってきても構いませんよ。安全というのだったら、それぐらいのことはしてはどうですか。できないのだったら、予算を出してください。安心というのだったら来てください。どうですか。

佐藤危機管理部副部長

ただいま重清委員から、現場をしっかりと見て、現場の状況にしっかりと寄り添った支援を県もやるべきだというお話を頂きました。

正にそのとおりだと思っております。先般も海陽町長さんが県庁にお越しいただいた時も、一緒に現状の海陽町の取組の状況もお話させていただいて、その中で海陽町が今やっていることについても、私たち幹部も一緒に御相談させていただいております。

また、この議会が終わりましたら、海陽町のほうに出向きまして、現場が一緒になって、海陽町の中には、実は当然、食糧のほかにも津波避難困難地域はございます。

ですから、そのあたりも、町の優先順位もあるかと思っておりますので、それも併せて、しっかりと向き合って今後、検討をスピード感を持って進めてまいりますので、何卒御協力のほど、よろしく願いいたします。

重清委員

全てしてとは言わないけれど、今言われたように、海陽町には突喰もあれば、鞆もあり、浅川もあり、あっちもこっちもしないといけないのです。

県も国もちょっとしてくれないかと、こんな地域だと、津波で浸水する所だと、それで孤立する所だとだけ言われたって何も進まないのですよ。

そこに対して、県としては、それではこうしましょうというのを、9月には何か出してほしいと思っています。何のためにみんな石川県に行って学んできたのだと、それで今までと同じようなものしか出てこないのかと。ちょっと考えてほしい。一番が東部、今言っている道路ができていたのだったら、それは物も運べる、人も運べるので行けるんですよ。それがないだけに、孤立するんですよ。そこを今どうにかしてくれないかと。20年掛かるのを10年でやりますと、国がないのだったら県が出しますとか、どうにかして本当にやってください。だから道路ができるまでには、何か代わりでもしてください。県民ですよ、私たちも、不安です。ここは、どうにかしていただだけませんか。しっかりと、地元とも話をして、やってください。

今までできることはどこも全部して、今でも本当に逃げる所がないですよ。私たちは、山だけです。山に逃げた後、次に行く所がないんです。これではいけないでしょう、そのあたりをもうちょっと考えていただきたい。全然この市内とかとは違います。山間部とかは違います。

津波が来る所をどうするかがちょっと遅い。ここだけはもうちょっと真剣に、早急に考えて対策を講じていただきたいと要望して、終わります。

木下委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてであります。8月27日火曜日から8月28日水曜日までの二日間の日程で、防災及び環境対策に関する先進的な取組等を調査するため、東京、静岡方面の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、防災・環境対策特別委員会を閉会いたします。（13時44分）